

宮労基発 1913 第1号
令和3年9月13日

関係機関・団体の長 殿

宮城労働局労働基準部長
(公印省略)

放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について

平素より、労働基準行政の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、労働安全衛生法及び電離放射線障害予防規則により、電離放射線健康診断の実施等、放射線業務従事者の健康管理に係る措置を講じることが事業者には義務付けられており、健康診断を実施した際は遅滞なく、電離放射線健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署長に提出することが義務付けられておりますが、一部の病院又は診療所では、電離放射線健康診断結果報告書の提出が徹底されていない状況となっております。

については、別添のリーフレットを活用する等により、傘下会員や地域の医療機関への周知について、特段のご配慮をお願いします。

なお、リーフレットのデータについては、当局ホームページに掲載しておりますので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。

担当
労働基準部健康安全課
労働衛生専門官 塩沼
電話番号 022-299-8839